

令和元年度

第 1 回

東京都大規模小売店舗立地審議会

日 時：令和元年 5 月 24 日（金）午前 10 時 00 分

場 所：東京都庁第一本庁舎 3 1 階 特別会議室 2 1

議 事

(1) 「(仮称)国分寺内藤一丁目プロジェクト」の新設について

○松波会長 まず、「(仮称)国分寺内藤一丁目プロジェクト」における、内藤初枝さんによる新設の届け出の案件です。

事務局から説明をお願いします。

○宮崎課長代理 着席にて失礼いたします。それでは、審議案件の概要、「(仮称)国分寺内藤一丁目プロジェクト」の新設について、ご説明申し上げます。

資料1の1ページ、届出の概要をご覧ください。

届出日は平成30年10月25日、設置者は内藤初枝さん、店舗の名称は「(仮称)国分寺内藤一丁目プロジェクト」、所在地は国分寺市内藤一丁目22番地、小売業者名は生活協同組合コープみらい、単独店舗になります。

新設する日が、令和元年6月26日、店舗面積は1,438平方メートルでございます。

駐車場は、店舗1階に48台分、設置いたします。立地法指針の計算による必要駐車台数と同数となります。駐車場の出入り口は、敷地北東側に1カ所、設けております。

自動二輪車専用駐車場は、4台分設置いたします。駐輪場は、敷地の東側に125台分を確保いたします。国分寺市自転車等の放置防止に関する条例による必要駐車台数は72台となっております、これを上回る設置となっております。

荷さばき施設は、2カ所設置いたします。①が、メインの荷さばき場となりまして、敷地の北側に設置します。このほか、店舗1階の来客用駐車場の一部を荷さばき場として指定しておりまして、こちらは開店の前、来客駐車場の使用開始前に荷さばきを終える計画としております。使用時間帯は、①が午前6時から午後10時まで、②が午前6時から午前8時までとなります。

廃棄物等の保管施設は、店舗1階の北側に二部屋設けまして、合計容量11.15立方メートル、指針に基づく排出予測量合計の6.70立方メートルに対し充足しております。

開店及び閉店時刻は、午前8時30分の開店、午後10時45分の閉店となっております。駐車場の利用時間帯は、午前8時から午後11時までとなります。

続きまして、2、周辺的生活環境等です。

当該店舗は、JR中央線西国分寺駅の南西約660メートルに位置しています。店舗及

び近隣の用途地域は、店舗東側の都道（新府中街道）に面する箇所は第一種住居地域、そのほかは第一種低層住居専用地域となっておりまして、店舗敷地も54%が第一種住居地域、46%が第一種低層住居専用地域に属します。

届出時点の周辺環境ですが、店舗東側は、新府中街道を挟んで住宅が立地、西側は畑が隣接、南側は、私道を挟んで集合住宅が立地、北側は、集合住宅及び戸建てが隣接している状況であり、当該敷地も元は畑だった場所と聞いております。店舗としての開発とともに、現在は、西側の畑の箇所も宅地の造成が進められております。よって、将来的には、四方に戸建て住宅、集合住宅等が建ち並ぶような状況となる予定です。

3、説明会についてですが、平成30年12月13日木曜日、午後7時から午後8時まで、内藤地域センターで行われまして、出席者数は6名と報告を受けております。説明会では、騒音に関する質問のほか、住宅との距離が近い南側駐車場の利用に関しまして、設置するフェンスの遮音性の確認や、従業員駐車場の利用を極力減らすようにとの要望などがあつたと聞いております。

これに対しまして、設置者より従業員駐車場の位置の変更が可能なため、店舗の運用を見ながら配慮を行うとの旨、説明会の席上で回答を行ったと聞いております。

4、法8条に基づく意見ですが、国分寺市の意見を平成31年1月31日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

続きまして、資料2、東京都大規模小売店舗立地協議会への意見照会の結果ですが、こちらにつきましては、当初、環境局から意見ありとされておりました。資料2の2ページ目、協議経過、こちらと届出書の14ページの夜間騒音レベルの予測結果をあわせてご覧ください。

店舗敷地は、第一種住居地域及び第一種低層住居専用地域になっておりますので、用途地域が住居系となっております。こちらは、夜間騒音が規制基準値を上回りますと、環境確保条例に抵触するおそれが出てまいります。このため、環境局から、条例の遵守を求める内容の意見が出されていたものです。この指摘を受けまして、設置者は冷凍機、室外機の設置計画を見直し、台数の削減を図るとともに、低騒音機器を導入すると回答をしております。

これらの対策により、条例に定める騒音の基準を遵守するとのことで環境局も了承しておりまして、最終的には協議会意見はなしとの結果となっております。

以上で、事務局からの説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 すみません。西側が畑だからいいかなと思っていたんですが、今、宅地化されるという話を聞いたので、この図面で言うと、南西側というんですかね、下側というんですか、細い道路が1本入っているんですが、ここの幅員って何メートルですか。

ちょっと、どうも、その宅地化されている部分へのアクセスが……

○宮崎課長代理 こちら、畑の状況の図になっておりまして、現状としましては、私道がかなりきれいに整備されております。ですので、接道義務は果たしているかと。

○宇於崎委員 あ、そう。今回の計画地の部分が、こう、微妙に下がっているというのは、その道路が拡幅されたから下がっている。

○宮崎課長代理 はい。隣地境界線ぎりぎりのところまで、今は道路の状態になっています。

○宇於崎委員 はい。わかりました。ありがとうございます。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 いえ、ございません。

○松波会長 新田委員、ございますか。

○新田委員 ございません。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 ありません。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 きょうの審議の新設の2件ですけども、この件を含めて、両件とも閉店時刻が午後10時45分、駐車場の利用可能時間帯が午後11時までというふうになっています。これですと、駐車場の車の件では、騒音の規制値が環境を、夜間に及びませんので、その店舗周辺の騒音環境を保持するというにとっては、非常に重要なことだと思えます。これからも、なるべくこのような、その夜間の規制基準値を超えないような方策で、できるだけ推し進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○松波会長 上野委員、ございますか。

○上野委員 ありません。

○松波会長 野田委員、ございますか。

○野田委員 従業員もこの駐車場を使うということだと思っただけですけども、先ほど地域の説明会で意見が出て、状況を見ながら検討するというようなご回答だったと思っただけですけども、具体的にはどういう方策があり得るのかというようなことについての説明までは、特になかったのでしょうか。

○宮崎課長代理 こちら検討段階から従業員の駐車場の位置をどこにするかというところ、検討していた経緯がございます。店舗の西側のほうに来客用の駐車場を設けておりますが、ここの一部が荷さばき場と重なる……。重なるというか動線がかぶるところがございます、この部分について、検討段階で店舗用にするか従業員用にするかというようなところも検討がございました。

結果としましては、やはり、一番南側のところが、現時点では騒音に関して、住民の方からの声もあるということがございまして、例えば前方駐車等の配慮を徹底できる従業員用をこちらに設けるのがよろしいというような判断だったと聞いております。

ただ、来客用の駐車場の利用状況等含めて、これから店舗の運営を見ていってのことになるかと思っておりますので、駐車場をこの状況でそのまま引き続き運営するかというところについては、オープン後の状況を見ながら確認していくというように話を聞いております。

○野田委員 ありがとうございます。すみません。基本的なところで、私は基本知識だと思うんですが、確保すべき指針によるその必要駐車場台数は、従業員の利用も含むものと考えてよろしいのでしょうか。

○宮崎課長代理 指針で求めている駐車場の台数は、来客用の駐車場に限られております。ですので、従業員用の駐車場につきましては、設置者で検討し、必要があれば設けるというような仕組みになっておりますので、設置義務があるわけではございません。

○野田委員 すみません。そうしますと、この資料の20ページの従業員用として運用されるということで、南側のあたりに指定が、少し、こうダークな色がついている部分があるんですが、これは、もし従業員用として使用する場合には、48台の内数になっている場合には、別途駐車場を用意することになるのでしょうか。

すみません。20ページの資料の下のほうに、グレーの色がついている駐車場があると

思うんですけれども、これは従業員用として運用する可能性があるということですよね。

○宮崎課長代理 はい。そのとおりです。

○野田委員 そうしますと、その駐車場の台数が今48台で、指針による必要駐車場台数と同数となっていると思うんですけれども、ここには従業員用が含まれているということに。

○宮崎課長代理 いえ、失礼いたしました。48台のほか、別途従業員駐車場16台、設けてありますので、この白抜きの部分で48台分、確保しております。

○野田委員 ありがとうございます。

○松波会長 それでは、審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松波会長 それでは、「(仮称)国分寺内藤一丁目プロジェクト」における、内藤初枝さんによる新設の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届け出は、国分寺市の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づき指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

(2) 「(仮称)本一色店舗計画」の新設について

○松波会長 続きまして、江戸川区の「(仮称)本一色店舗計画」における、高津弘さんほか1名による新設の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○宮崎課長代理 それでは、審議案件の概要「(仮称)本一色店舗計画」の新設について、ご説明申し上げます。

資料1の3ページ、1、届け出の概要をご覧ください。

届出は、平成30年10月30日、設置者は、高津弘さんほか1名、店舗の名称は(仮称)本一色店舗計画、所在地は江戸川区本一色一丁目164番1ほか。

小売業者名は、株式会社ライフコーポレーション、単独店舗でございます。

新設する日が、令和元年6月20日、店舗面積は1,235平方メートルでございます。

駐車場は、店舗1階に38台分設置いたします。立地法指針の計算による必要駐車台数

37台を上回る数となります。

駐車場の出入り口は、敷地南西側に1カ所設けます。

自動二輪車専用駐車場は、8台分設置いたします。

駐輪場は、敷地の西側に49台、北側に50台の合計99台分を確保いたします。江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例に基づく必要駐輪台数は59台となっておりますので、これを上回る数の設置となります。

荷さばき施設は、敷地の南側に、面積27平方メートル分を確保いたします。

使用時間帯は、午前6時から午後9時までとなります。

廃棄物等の保管施設は、敷地の南東角に合計容量7.17立方メートル分、設けております。指針に基づく小売店舗部分の排出予測量は、5.75立方メートル、これに併設するクリーニング店からの排出予測量を加えましても、合計で5.89立方メートルとなり、施設として充足しております。

開店及び閉店時刻は、午前9時の開店、午後10時45分の閉店としておりまして、駐車場の利用時間帯は、午前8時45分から午後11時までとなります。

続きまして、2、周辺の生活環境等です。

当該店舗は、JR総武線新小岩駅の東約1,000メートルに位置しておりまして、店舗及び店舗近隣の用途地域は、第一種住居地域です。

店舗東側はマンションが隣接、西側は区道を挟んで事業所、住居が立地、南側は、区有の道路を挟んで畑が立地、北側は、区道を挟んで店舗、マンションが立地しているという周辺環境となります。

参考情報としまして、従前、当該敷地にはアパートと駐車場があったと聞いております。

3、説明会についてですが、平成30年11月29日木曜日、午後7時から午後8時まで江戸川区総合文化センターで行われまして、出席者数は15名と報告を受けております。説明会では、通学児童への安全配慮の徹底、また騒音に関して、騒音規制法や環境確保条例における基準超過が発生するのではないかとの懸念の声があったとのことでございます。

設置者からは、安全対策については出庫灯の設置などのハード面と、繁忙期、オープン時の交通整理員の配置などといった対策の説明。騒音に関しましては、届出に記載のとおりとなりますが、本計画では、基準を下回るような設備機器の配置計画を行っている旨の説明を行い、問題があれば都度対応するとのこと、住民の方々に理解を求めたとのこと

でございます。

4、法8条に基づく意見ですが、江戸川区の意見を平成31年1月23日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

資料2、東京都大規模小売店舗立地協議会への意見照会の結果ですが、こちらも意見はございませんでした。

以上で事務局からの説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 いえ、ありません。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 ございません。

○松波会長 新田委員、ございますか。

○新田委員 ございません。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 ありません。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 なし。

○松波会長 上野委員、ございますか。

○上野委員 ございません。

○松波会長 野田委員、ございますか。

○野田委員 ございません。

○松波会長 それでは、審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松波会長 それでは、「(仮称)本一色店舗計画」における、高津弘さんほか1名による新設の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、江戸川区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

(3) 「府中駅高架下店舗」の変更について

○松波会長 続きまして、府中市の「府中駅高架下店舗」における京王電鉄株式会社による変更の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○宮崎課長代理 では、「府中駅高架下店舗」の変更について、ご説明を申し上げます。

資料1の5ページ、1、届出の概要をご覧ください。

届出日は、平成30年10月16日、設置者は京王電鉄株式会社、店舗の名称は「府中駅高架下店舗」、所在地は、府中市府中町一丁目3番地の5ほか、小売業者名は京王グリーンサービス株式会社ほか未定での届出となっております。本店舗は、既存店舗の変更ですが、改装により大幅に小売店舗が入れかわっております。昨年11月22日にリニューアルオープンいたしまして、スーパーマーケット、京王エクスプレス、ドラッグストアのマツモトキヨシ等が入店、現在営業しておりますが、9月の本届出の提出の時点では、公表を控える状況であったとご理解をいただきたいと思っております。

変更内容は、荷さばき施設の使用時間帯及び廃棄物保管施設の容量の変更です。荷さばき施設の使用時間帯ですが、今回のリニューアルによる営業計画の見直しを行いまして、従前、午前7時から午後5時までとしていたところを、午前6時から午後11時までの時間帯へ変更しております。実施は、平成30年11月21日となっております、既に実施済みでございます。

続きまして、廃棄物等の保管施設の容量ですが、届出上、55立方メートルとなっていたものを、18.32立方メートルに変更することとしております。実態としましては、従前は、部屋の大きさをもって廃棄物の保管施設容量としていたものを、現在は廃棄物の保管容器の容量合計を届出容量としております。見かけ上、容量減となったものでありまして、実質的には変更はございません。変更日につきましても、本年6月17日に実施としておりますが、これは法令上、届け出後8カ月の制限を考慮する必要から、変更日を設定する必要があったものをご理解いただければと思っております。

続きまして、2、周辺的生活環境等です。

当該店舗は、京王線府中駅に直結しております。店舗東側は、市道を挟んで事業所が立地、西側は市道を挟んで府中駅舎が立地、南側は、市道を挟んで店舗が立地、北側は、市

道を挟んで事業所、病院、保育所、住居が立地しております。

用途地域は、近隣を含め商業地域となっております。

3、説明会についてですが、平成30年11月16日金曜日、午後7時から午後7時40分まで、府中市民活動センタープラッツで開催されまして、出席者は2名と報告を受けております。

4、法8条に基づく意見ですが、府中市の意見を平成30年12月4日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

資料2、協議会からの意見もございません。

以上で、事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 いえ、ございません。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 ありません。

○松波会長 新田委員、ございますか。

○新田委員 質問させていただきたいんですけど、これ、中に入っている、特に2階を中心とした店舗が入れかわるということなんでしょうか。

○宮崎課長代理 はい。こちら店舗のリニューアルを行っておりまして、従前の小売店舗の多くは退店しております。そして、リニューアル後、新たに店舗が入るというような形になっております。

○新田委員 では、新たにつけ加わるという感じなんですか。今まで開店時……。もう既に開店しているわけなんですけれども、開店したときに入っていた小売業者はそのまま、新たに一部リニューアルをして、そこに新しい店舗が入るという感じなんですか。

○宮崎課長代理 従前から継続していたのは、1階の生花店。

○新田委員 京王グリーンですね。

○宮崎課長代理 そうですね。はい。京王グリーンサービスのみが継続になっておりまして、それ以外のところについては、今回のリニューアルで……。

○新田委員 入れかわる。

○宮崎課長代理 はい。大部分は入れかわっております。

○新田委員 入れかわるということは、その前の人たちが、かなり売り上げだとか、そういうところで問題があって、売れなかったとか、そういうことなんですかね。ちょっとよく、こんなに、こんな短期間に全部入れかわる、一部、1店舗以外全部入れかわるって、非常に珍しいとは思いますが、すみません。ただの興味ですけども。

○伏見課長 この施設全体の名称も変わったりしておりますので、まさに、リニューアルしたとご理解いただければと思います。おそらく、その中で設置者が店舗の状況等を判断しながら調整して、入れかえを進めたということかと考えられますが、詳細につきましては、届出の中では伺っておりません。

○新田委員 どっちかといえば、テナントが、管理会社が、このビルのコンセプトを変えて、全部入れかえたとか、そういう感じなんですかね。

○伏見課長 はい、そうですね。名称も変えてということですね。

○新田委員 わかりました。ありがとうございました。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 特にありません。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 ありません。

○松波会長 上野委員、ございますか。

○上野委員 ございません。

○松波会長 野田委員、ございますか。

○野田委員 ございません。

○松波会長 それでは、審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松波会長 それでは、「府中駅高架下店舗」における京王電鉄株式会社による変更の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届け出は、府中市の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

(4) 「東光ビル」の変更について

○松波会長 最後に、目黒区の「東光ビル」における丸紅リアルエステートマネジメント株式会社による変更の届出の案件です。

事務局から説明をお願いいたします。

○宮崎課長代理 では、「東光ビル」の変更について、ご説明申し上げます。

資料1の7ページ、1、届出の概要をご覧ください。

届出日は平成30年11月29日、設置者は丸紅リアルエステートマネジメント株式会社、店舗の名称は「東光ビル」、所在地は目黒区上目黒一丁目21番12号。

小売業者名は、株式会社東急ストアです。

変更内容は、駐輪場の位置変更及び開店時刻の朝延刻と、これに伴う駐車場利用時間帯の変更です。まず、駐輪場の位置変更ですが、中目黒駅と接している前面道路の拡幅工事のため、地域の一部、店舗の東側に設けられていた駐輪場の位置の土地の明け渡しが必要となりました。このため、駐輪場の位置を届出書25ページ、図面5に記載のとおり、店舗の南側に移設する旨の届出がされたものでございます。

台数については、変更はございません。なお、収容台数は、目黒区条例に基づく附置義務駐輪台数を下回っておりますが、区条例施行の前から営業中の店舗であり、附置義務の対象外となっております。利用状況からも、現状の台数であふれる状況はないとのことで、常駐の監視員を立て、引き続き駐輪場の管理に当たります。

変更の実施は、令和元年7月30日となっております。

次に、開店時刻の朝延刻とこれに伴う駐車場利用時間帯の変更です。従前の開店時間、午前10時、ただし年間240日は午前9時となっていたものを、年間通して午前8時の開店に早めるものです。午前0時の閉店時刻に変更はございません。

また、この変更に伴い、開店時間の30分前から駐車場利用が可能となっていた時間帯も、そのまま前倒しとなりまして、午前7時30分から駐車場利用が可能となります。

変更の理由は、営業方針の変更となっております。実施は、平成30年12月1日、こちらは既に実施済みとなっております。

続きまして、2、周辺的生活環境等です。当該店舗は、東急東横線・東京メトロ日比谷線「中目黒駅」の北西約30メートルに位置しております。

店舗の用途地域は商業地域です。店舗北東側は、特別区道と目黒川を挟んで事務所、店

舗、低層住宅が立地する準工業地域。北西側は、特別区道を挟んでビル、マンション、料理教室が立地する準工業地域。南西側は、特別区道を挟んでビル、飲食店が立地する商業地域。南東側は、特別区道を挟んで中目黒駅が立地しております。

3、説明会についてですが、平成31年1月17日木曜日、午後7時から中目黒住区センター、2階、第1会議室で開催することとしておりましたが、出席者はいなかったとの報告を受けております。

4、法8条に基づく意見ですが、目黒区の意見を平成31年2月6日に受理しておりますが、意見はございません。公告による申出者の意見もございませんでした。

資料2、協議会からの意見もございません。

以上で、事務局からの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○松波会長 それでは、ただいまの事案について、ご審議をお願いいたします。

宇於崎委員、ございますか。

○宇於崎委員 駅前なので、ちょっと前までだと、無断駐輪みたいなのが結構心配されたんですが、最近では、そういうことは余り、もう心配しなくても大丈夫なような状況になっているのでしょうか。

○伏見課長 先ほどご報告したように、現状では、この駐輪場で増えている状況はなく、監視員等もつけてきちんと対応しているということでございますので、この店舗にかかわる駐輪場でそういった問題は、今は起きていないというふうに判断しております。

○宇於崎委員 いや、微妙に場所が変わって、止めやすくなっているんですね。それがちょっと心配だなと。ちょっとまた変わったら、報告をしてください。

○松波会長 中西委員、ございますか。

○中西委員 若干気になるんで、コメント的なんですけれども、私もちょっと、変更になったことでどうなるのかなというのが心配なのと、その扱いが、法律上どうなのかよくわからないんですが、条例前施行だから99台を下回っていてもいいということですけど、変更になったときに、それは下回ったままでいいのかというのは、いいというご判断ではあると思うんですけども、ちょっとこう、何ですかね、ルールの考え方としてそれでいいのかなというのは気になることがあります。

ちょっと、まあ、コメントです。その意味では、今回の場合には、例えば、資料の中に、その駐車場、あ、駐輪場の利用状況の調査みたいなものが本当は必要だったのではないか

など。そうしないと、足りているという審査ができませんので。ということで、今後のことかもしれませんが、コメントとしておきます。

○松波会長 新田委員、ございますか。

○新田委員 ございません。

○松波会長 岡村委員、ございますか。

○岡村委員 特にありません。

○松波会長 木村委員、ございますか。

○木村委員 駐輪場ですけども、これ、従業員用というのは、日々、オープンにしているんですか。それとも、店舗で見ながら、混雑してきたらあけるとか、そういう周知をしているんでしょうか。

○宮崎課長代理 奥の従業員用の駐輪場のことでございますね。

こちらのほうは、基本的にはチェーンでふさいでいる状況ですので、自由に止められる状況にはなっておりません。

ただ、混雑時、やはり先ほどのご懸念で、セール等があったときに混雑することがあるかもしれないというような懸念はございまして、そのあたりを設置者に確認しましたところ、場合によっては、誘導員の指示で、こちらのほうに誘導する可能性はあるというような話は聞いております。

○木村委員 了解しました。

○松波会長 上野委員、ございますか。

○上野委員 ございません。

○松波会長 野田委員、ございますか。

○野田委員 ございません。

○松波会長 それでは、審議会としまして、本案件は意見なしと決定いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松波会長 それでは、「東光ビル」における丸紅リアルエステートマネジメント株式会社による変更の届出については、次のように決定いたします。

本案件に係る届出は、目黒区の意見がないことと、大規模小売店舗立地法第4条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとすると決定いたします。

以上で、本日の議題4件の審議は終了となります。ご審議、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の東京都大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。